

令和4年度鳥インフルエンザ発生にかかる金融支援対策

【流れ】

【1次対策】

【2次対策】

【3次対策】

区分	大分県家畜伝染病緊急支援資金 (県単独資金：無利子化助成)	農林漁業 セーフティネット資金	家畜疾病経営維持資金		
			経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付対象	・短期運転資金	・長期運転資金 ・法令に基づく行政処分(鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金	飼料費、ヒナ購入費、雇用労賃、その他経営の再開・継続に必要な経費		
対象者	・影響を受けた養鶏業者	・認定農業者 ・主業農林漁業者 ・認定新規就農者 ・集落営農組織	・発生農家	・移動制限、搬出制限区域内	・移動制限、搬出制限区域外
取扱融資機関	農協(他金融機関でも融資機関となる旨の申し出があれば対応可)	日本政策金融公庫	農協、農協連、農林中央金庫、銀行等		
融資枠	5億円	-	4億円		
限度額等 (単位：千円)	■限度額： 3,000 (個人及び法人ともに1経営体あたり)	■限度額： 6,000 (特認：年間経費の6/12又は粗収入6/12のいずれか低い額)	■限度額： 個人 法人 20,000 80,000 【家伝法での支援】 ・殺処分家畜等の対する手当 (患畜：家畜の評価額の1/3) (疑似患畜：家畜の評価額の4/5) ・殺処分家畜等に対する特別手当金 (患畜：家畜の評価額の2/3) (疑似患畜：家畜の評価額の1/5)	■限度額： 52千円/100羽	■限度額： 52千円/100羽
		■融資率 ・100/100	・売上減少額又は飼料費・保管庫・輸送費等の増加額を国(1/2)と県(1/2)で全額助成		
償還期間(年)	貸付実行日が属する月の翌々月末日まで	15年以内(据置3年以内)	7年以内(据置3年以内)		
利子助成期間	償還期間内で最大3ヶ月	-	0		
基準金利	2.05%	0.4%~0.75%	2.05%		
利子補給率	国	0.00%	1.025%	1.025%	0.828%
	県	2.05%	1.025%	1.025%	1.222%
実質金利：注	0.00%	0.4%~0.75%	0.00%		
備考(債務保証)	要保証料(0.30%)	担保徴求 等	要保証料(0.40%)※県・市の補助により、実質負担0%		

注：金利はR5年1月19日時点